平成２３年（フ）第１３７２号
千葉市若葉区若松町442番地２　ビューパレー都賀305号
債務者　鈴木　美嗣
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７８号
千葉市中央区椿森２丁目３番３号ライスランド１番館301号
債務者　鈴木万里子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９３号
千葉県八千代市麦丸1393番地15
債務者　金澤　政子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３９６号
千葉県市川市中山４丁目10番９号
債務者　後藤　清身
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４０５号
千葉県市川市塩焼５丁目８番23―102号　ベストマンション
債務者　高橋　　満
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１３号
千葉市中央区今井２―１―８　カンユウＳＯＧＡ302号室、住民票上の住所千葉県山武市埴谷４番地４
債務者　猟澤　智美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４４６号
千葉市中央区都町1252番地４　ダイアパレス千葉都町303号
債務者　棟方　真吾
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６３２号
高知県南国市駅前町３丁目１番34―１号
債務者　中澤万壽子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４号
大分県佐伯市大字上岡3448番地５
債務者　中西　　弘
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
大分県佐伯市大字上岡3448番地５
債務者　中西佐千代
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで　大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
北海道小樽市高島２丁目14番21号、前住所北海道小樽市高島５丁目５番26号
債務者　三上由美子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８９号
北海道小樽市東雲町７番102号　ＡＭＳ水天宮、前住所北海道小樽市富岡２丁目７番108号　ヴェルビュ小樽富岡
債務者　山内　善弘
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０６７号
仙台市太白区中田４丁目８番27号　サウスコート南仙台203、従前の住所仙台市太白区中田６丁目８番18―205号
債務者　伊藤　　光
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０９号
仙台市若林区遠見塚２丁目13番13号　Ａ・ＰＡＲＴ１―210
債務者　鈴木　三郎
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６１号
仙台市泉区将監11丁目５番48―22号
債務者　坂井　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３００号
茨城県つくば市谷田部1144番地343
債務者　井上　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１号
群馬県桐生市元宿町11番33号
債務者　今井　隆昌
1　決定年月日時　平成23年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで　前橋地方裁判所桐生支部